運送保険保険金請求委任状のご案内

1. 運送保険保険金請求委任状とは

ご契約いただいている運送保険の保険金ご請求に当たり、保険会社に対する保険金請求の手続きおよび保険金の受領を佐川急便グループにご委任いただくものです。

なお、保険金は佐川急便グループが窓口になりお客さまにお支払 いいたします。

2. 運送保険保険金請求委任状のメリット

運送保険保険金請求委任状にご捺印いただくことで次のメリット があります。

- * 保険会社に対する保険金請求の手続きを佐川急便グループが代行致します。
- * より迅速な保険金のお受け取りが可能になります。
- 3. 運送保険保険金請求委任状の手続き
 - (1) 日付・お客さまの住所・社名をご記入のうえ、3・4枚目にお客さまの法人印をご捺印下さい。
 - (注)委任状にはお荷物の所有者がご捺印下さい。
 - (2) 2枚目をお客さま控として保管して下さい。

佐川急便株式会社

運送保険保険金請求委任状

当会社(以下 甲)は佐川急便株式会社(以下 乙)を代理人と定め次の権限を委任します。

- 1. 甲が、あるいは甲の代理人が乙に運送を委託し、三井住友海上火災保険株式会社(以下 丙) との間に運送保険契約を締結した貨物、あるいは乙と丙の間の運送保険契約に加入した貨物 につき保険事故が発生した場合、三井住友海上火災保険株式会社宛に行なう保険金の請求並 びに受領に関する権限。
- 2. 乙が佐川急便グループの他の法人に上記1の行為を行わせる権限。

本状の委任内容を変更または解除する場合は、文書によって通知を行なうものとします。

年 月 日(必ずご記入下さい)

(甲) (委任者住所)

(委任者氏名)

運送保険保険金請求委任状

	٠.,
捨	
印	
	لمحمد

当会社(以下 甲)は佐川急便株式会社(以下 乙)を代理人と定め次の権限を委任します。

- 1. 甲が、あるいは甲の代理人が乙に運送を委託し、三井住友海上火災保険株式会社(以下 丙) との間に運送保険契約を締結した貨物、あるいは乙と丙の間の運送保険契約に加入した貨物 につき保険事故が発生した場合、三井住友海上火災保険株式会社宛に行なう保険金の請求並 びに受領に関する権限。
- 2. 乙が佐川急便グループの他の法人に上記1の行為を行わせる権限。

本状の委任内容を変更または解除する場合は、文書によって通知を行うものとします。

年 月 日(必ずご記入下さい)

(甲) (委任者住所)

(委任者氏名)

印

							_			
										1
顧客コード								取扱営業所		i l
/BR 1										i I
							l			

運送会社用

運送保険保険金請求委任状

 	٠
捨	-
印	تمممين

当会社(以下 甲)は佐川急便株式会社(以下 乙)を代理人と定め次の権限を委任します。

- 1. 甲が、あるいは甲の代理人が乙に運送を委託し、三井住友海上火災保険株式会社(以下 丙) との間に運送保険契約を締結した貨物、あるいは乙と丙の間の運送保険契約に加入した貨物 につき保険事故が発生した場合、三井住友海上火災保険株式会社宛に行なう保険金の請求並 びに受領に関する権限。
- 2. 乙が佐川急便グループの他の法人に上記1の行為を行わせる権限。

本状の委任内容を変更または解除する場合は、文書によって通知を行うものとします。

年 月 日(必ずご記入下さい)

(甲) (委任者住所)

(委任者氏名)

印

顧客コード							取扱営業所		

保険会社用